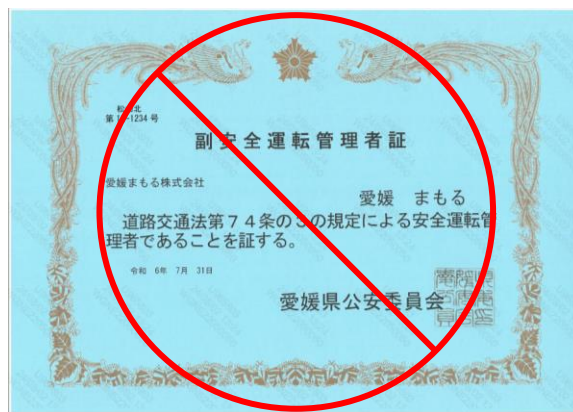
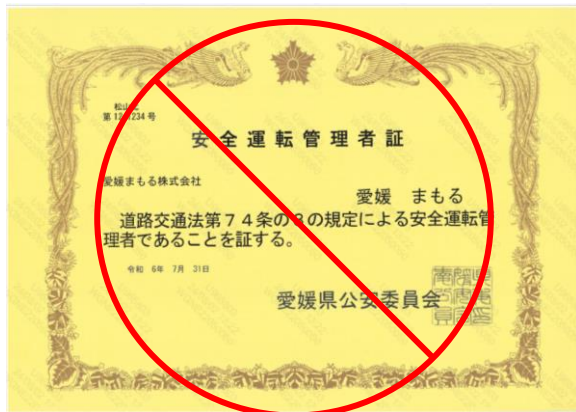


# 令和6年11月1日以降における安全運転管理者証の廃止



各事業所は、安全運転管理者・副安全運転管理者の新規選任や交替時には、管轄警察署に関係書類を提出し、後日、「安全運転管理者証・副安全運転管理者証」の受領に再度、来庁する必要がありましたが、令和6年11月1日以降は、管理者証の交付を廃止し、各事業所の負担を軽減することとしました。

今後の対応については、下記Q & Aを御確認ください。



安全運転管理者証に代わる書面は交付されますか。

安全運転管理者講習（副安全運転管理者講習）受講の時に

- ① 安全運転管理者手帳に講習を受講した旨を記載します。
- ② 紛失等により、管理者手帳を提出できなかった場合は、受講済みの証を発行します。

このほか、選任された事業所については県警ホームページ上において公開していますので、こちらでの確認が可能です。（公開のデータは適宜の更新となりタイムラグが生じます。）



事業所が選任した安全運転管理者（副安全運転管理者）や事業所番号が知りたい場合はどうすればいいですか。

下記担当係へ問い合わせをしてください。届出書等と照合して本人確認を行ったうえで、原則として届出書記載の電話番号へ後ほど電話で回答します。（時間を要する場合があるほか、事業所の確認ができない場合は回答できないこともあります。）



運転管理の実務経験2年未満の方が管理者となる場合の安全運転管理者資格認定書も廃止になりますか。

廃止にはならず、これまでと同様に届出先の警察署に再度、来庁していただくこととなります。



問い合わせ先（担当）

愛媛県警察本部交通企画課 安全係 TEL 089-934-0110（内線5043・5034）